

北海道告示第11514号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第19号に掲げるえびかご漁業(渡島総合振興局及び胆振総合振興局管内沖合太平洋海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月15日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
えびかご漁業	渡海共第61号共同漁業権漁場区域		毎年、3月1日から4月30日まで及び9月1日から11月10日まで	63隻	10トン未満	渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和4年12月19日から令和5年1月18日まで	(渡1)	1. 許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
	渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域								
同上	噴火湾沖海域	函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東及び次の線を順次結んだ線以西の海域。 ただし、渡島・胆振総合振興局管内の共同漁業権漁場区域を除く。 (ア)勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27.000メートルの線 (イ)勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27.000メートルの点から正南の線	毎年、3月1日から11月10日まで	63隻	20トン未満	同上		(渡2)	3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するかご数は、500個以内でなければならない。 [操業区域が渡島噴火湾沖及び胆振噴火湾沖海域の場合、次の条項を加える。] なお、たこかご漁業(やなぎだこ)を同時に営む者にあつては、たこかご漁業(やなぎだこ)に使用するかごと兼用しなければならない。 (3)かごの網目は、10節(結節から結節までの長さ17ミリメートル)以上の大きさをなければならない。 (4)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (5)
	渡島管内共同漁業権漁場区域	函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東の渡島総合振興局管内(八雲町熊石地区を除く。)の共同漁業権漁場区域							
同上	胆海共第29号共同漁業権漁場区域		毎年、3月1日から4月30日まで及び9月1日から11月10日まで	2隻	10トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者		(胆1)	[操業区域が渡島噴火湾沖の場合] 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、つぶ類(アヤボラを除く。)及びみずだこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 [操業区域が胆振噴火湾沖の場合] 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに、つぶ類及びみずだこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 [操業区域が渡島噴火湾又は胆振噴火湾の場合] 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに、ずわいがに、べにずわいがに及びつぶ類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (6) [操業区域が渡島噴火湾沖又は胆振噴火湾沖の場合] 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	渡胆海共第2号共同漁業権漁場区域								
同上	噴火湾沖海域	函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東及び次の線を順次結んだ線以西の海域。 ただし、渡島・胆振総合振興局管内の共同漁業権漁場区域を除く。 (ア)勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27.000メートルの線 (イ)勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から、206度55分27.000メートルの点から正南の線	毎年、3月1日から11月10日まで	49隻	20トン未満	同上		(胆2)	
	胆振管内共同漁業権漁場区域	胆海共第27号共同漁業権漁場区域のうち、水深120メートル以浅の海域を除いた区域							